

I 第3次基本計画の考え方

1 計画策定の趣旨

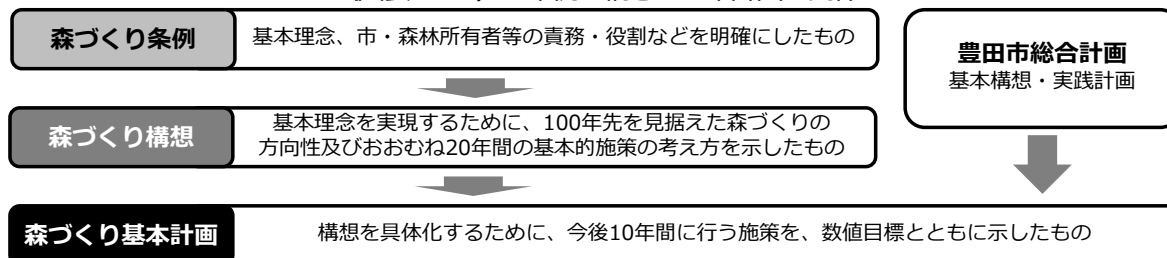
豊田市では、2007年3月に「豊田市森づくり条例」（以下「条例」という。）を制定するとともに、「豊田市100年の森づくり構想」（以下「構想」という。）を策定しました。そして、構想の実現に向けた森林施策及び数値目標を示した「豊田市森づくり基本計画」をとりまとめ、各種施策の推進を図ってきました。

これまでに2つの基本計画が取りまとめられ、2008～2017年度の10年間を計画期間とする「豊田市森づくり基本計画」（以下「第1次基本計画」という。）、及び2013～2022年度の10年間を計画期間とする「第2次豊田市森づくり基本計画」（以下「第2次基本計画」という。）にて各種施策を展開し、一定の成果を挙げてきました。

しかし、森林・林業を取り巻く社会経済環境の変化や、「森林・林業再生プラン」及び「林業の成長産業化」等、国の森林施策も転換し、市の林業の現場にも新たな課題が浮かび上がってきました。こうしたことから、「新・豊田市100年の森づくり構想」（以下「新・森づくり構想」という。）を策定し、条例第18条第2項に基づき第2次基本計画を見直し、健全な森林の実現に向けた効果的な取組を推進するため、「第3次豊田市森づくり基本計画」（以下「第3次基本計画」という。）を策定することとしました。

また、本計画は「第8次豊田市総合計画」との整合を図っています。

(図表 I-1) 条例・構想・基本計画の関係



2 計画期間

第3次基本計画は、目標年度を2027年度とし、2018～2027年度までの10年間を計画期間として定めます。また、林業を取り巻く諸情勢の変化に的確に対応するため、本計画中間年度の2022年度に見直しを行います（条例第18条第1項・第2項）。

(図表 I-2) 本計画の計画期間

